

障福第3017号
平成30年12月17日

函館市・旭川市・小樽市保健衛生施設等施設・設備整備担当課長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健担当課長

平成31年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る整備計画書の提出について（通知）

標記補助金に係る平成31年度整備計画書について、厚生労働省北海道厚生局から照会がありましたので、貴市内の医療機関に確認のうえ、整備計画がある場合は、次のとおり期日までに提出してください。

また、併せて、貴市での整備計画予定（平成31年度～平成35年度・施設整備分のみ）についても確認を行いますので、期日までに報告をお願いします。

なお、提出期日までに報告がない場合は、整備計画等なしとして取扱いますので、ご注意ください。

記

1 対象事業（関係分）

(1) 施設整備分

精神科病院、精神科デイ・ケア施設

(2) 設備整備分

精神科病院、精神科デイ・ケア施設、精神科救急車

2 提出書類

(1) 平成31年度整備計画関係

ア 施設整備分

共 通：保健衛生施設等施設整備計画総括表（様式第1-1号）、保健衛生施設整備費実施計画内訳、精神科病院・精神保健福祉センター等施設整備計画書（様式第18号）

精神科病院：事業費内訳等（様式第19号、第20号）

精神科デイ・ケア施設：（様式第19号）

そ の 他：歳入歳出予算書（見込書）抄本（非営利法人にあつては、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本）

※予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入のこと。

- ・建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳
- ・年度別施設整備計画（2か年以上の施設整備事業の場合）
- ・その他参考となる書類（整備計画書において、整備の理由の添付が指示されている場合には、適宜添付すること。）

イ 設備整備分

共 通：保健衛生施設等設備整備計画総括表（様式第1-2号）、精神科病院・精神保健福祉センター等設備整備計画書（様式第21号）

そ の 他：歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（非営利法人にあつては、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（見込書）抄本）

※予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入のこと。

- ・見積書の写し等（複数が望ましい）
- ・カタログ等
- ・その他参考となる書類（整備計画書において、整備の理由書の添付が指示されている場合は、適宜添付すること。）

(2) 今後の整備計画予定

今後5年間の整備計画予定表（施設整備分のみ）※漏れのないようにお願いします。

3 提出方法及び提出期日

(1) 平成31年度整備計画関係

平成31年1月9日（水）**厳守** ※電子メールにより提出願います。

- ア 様式第1-1号「保健衛生施設等施設整備計画総括表」
- イ 様式第1-2号「保健衛生施設整備費実施計画内訳、保健衛生施設等設備整備計画総括表」
- ウ 様式第18号「精神科病院・精神保健福祉センター等施設整備計画書」
- エ 様式第19号「事業費内訳」
- オ 様式第20号「精神科病院」
- カ 様式第21号「平成31年度精神科病院・精神保健福祉センター等設備整備計画書」

(2) 紙ベースで提出するもの

歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（非営利法人にあつては、定款又は寄付行為及び収入支出予算書（見込書）抄本） ※1部

※建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳についても、事業者から紙ベースで提出があつた場合は、スキャナーによりPDF形式の電子データとして提出してください。

(3) 今後5年間の整備計画予定表

平成31年1月4日（金）**厳守** ※電子メールにより提出願います。

(4) 提出先（お問い合わせ先）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁6階
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神保健グループ
電話：011-234-411（内線：25-736） ファクシミリ：011-232-4068 担当：杉浦
電子メールアドレス：sugiura.shuu@pref.hokkaido.lg.jp

4 留意事項

(1) 今回提出のあつた整備計画書については、平成31年1月21日（月）以降、厚生労働省北海道厚生局によるヒアリングを実施する場合があります。

(2) 内示前着工（契約）は、補助対象外となりますので、ご留意ください。

(3) 補助金の積算にあつては、平成30年度補助要綱に基づき、対応してください。

(4) 整備計画関係書類の作成にあつては、「平成31年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る整備計画書の提出について」（平成30年11月27日付け北海道厚生局健康福祉部健康福祉課健康福祉係事務連絡）の留意事項や添付資料の「31年度整備計画書提出にあつての留意すべき事項」を参照していただくこととなりますが、精神科病院の施設整備事業として、道内の既存の精神病床の合計が、道が定めた医療計画上の基準病床数を上回っていることから、新設又は増設は原則認められず、改築の場合は病棟の精神病床数を10%以上削減することが条件となりますので御留意ください。

精神保健グループ
担当：杉浦
電話：011-231-4111
内線：25-736